

平成 28 年度新宿中央公園指定管理者の
管理運営業務に係る事業評価報告書

平成 29 年 9 月

新宿中央公園指定管理者評価委員会

目 次

1	事業評価の目的	1
2	評価対象施設の概要	2
3	評価の概要	3
4	評価結果	4
5	各評価項目に関する評価結果	
	（1）公園の運営に関する事	5
	（2）利用・サービスに関する事	6
	（3）施設管理に関する事	6
	（4）管理運営経費に関する事	7
	（5）事業に関する事	7
6	総合評価	8
7	おわりに	8
○	参考資料（巻末）	
	①新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱	
	②平成 28 年度新宿中央公園指定管理者評価委員会開催実績	
	③平成 28 年度新宿中央公園指定管理業務実績概要	

1 事業評価の目的

新宿中央公園は、新宿区の区立公園では最大の広さを持つ、都会のオアシスともいえるべき公園です。かつて淀橋浄水場だった場所に、昭和 43 年に都立公園として開園し、昭和 50 年に東京都から新宿区に移管され、現在に至っています。

公園内は、子どもたちに人気のあるちびっこ広場やジャブジャブ池、四季折々の緑に癒される区民の森、週末にはフリーマーケットやイベントで賑わう水の広場などのエリアから構成されており、地域の方をはじめ、超高層ビル街で働くオフィスワーカー、買い物や観光に訪れた来街者など、多種多様な利用者に対応しています。

区では、平成 25 年度から新宿中央公園に指定管理者制度を導入しています。平成 27 年度に公募により第二期指定管理者を選定し、新宿中央公園パークアップ共同体を指定管理者に指定しました。第二期指定期間は平成 28 年度から 32 年度の 5 年間とし、指定管理者が行う管理運営及び事業の具体的内容は、区と指定管理者が締結する基本協定書や、それに付随する業務仕様書、指定管理者から提出される事業計画書等で定めています。

区では、指定管理者が行った平成 28 年度の管理運営業務が、基本協定書や事業計画書に基づいて適正に実施されていたかどうかを検証し、今後の管理運営に反映させるため、指定管理者の管理運営業務に係る事業評価を実施しました。

2 評価対象施設の概要

(1) 名称

新宿区立 新宿中央公園

(2) 所在地

新宿区西新宿二丁目11番

(3) 面積

88,065.95㎡

(4) 開設年月日

昭和43年4月1日

(5) 主な施設

区民の森、水の広場、芝生広場、スポーツコーナー、ポケットパーク、
公園管理事務所（管理ヤード）、ビオトープ、ジャブジャブ池、ちびっこ広場
多目的運動広場、富士見台・六角堂、フットサル施設

(6) 公園種別

風致公園

(7) 開園時間

公園 365日24時間開放
公園管理事務所 9:00~17:00（年末年始は休所）
フットサル施設 9:00~22:00（年末年始は休場）

(8) 指定管理者

新宿中央公園パークアップ共同体
代表団体 一般財団法人公園財団
構成団体 株式会社昭和造園、日建総業株式会社

(9) 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

(10) 管理運営業務の概要

①基本管理業務

巡視・点検、違法行為や不適切利用の注意・指導、利用者対応、庶務等

②維持管理業務

清掃、除草、植栽・施設・建物・設備の維持管理

③運営管理業務

公園運営の計画立案及び実施、情報発信、関係機関や関係団体との連絡調整、イベントの企画運営、フットサル施設に係る利用承認や利用料金収受等の管理運営

3 評価の概要

評価は、「新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

(1) 評価者

- ①名称 新宿中央公園指定管理者評価委員会
- ②評価委員会の構成 5名（外部有識者委員 1名、区職員 4名）
- ③評価委員
 - 熊谷 洋一（東京大学名誉教授・委員長）
 - 徳永 創（地域振興部角筈特別出張所長）
 - 中山 順子（地域振興部生涯学習スポーツ課長）
 - 組澤 勝（環境清掃部環境対策課長）
 - 谷川 省一（みどり土木部土木管理課長）

(2) 評価機関

平成28年4月1日～平成29年3月31日

(3) 評価項目

- ①公園の運営に関する事
- ②利用・サービスに関する事
- ③施設管理に関する事
- ④管理運営経費に関する事
- ⑤事業に関する事

(4) 評価対象

指定管理者から提出された平成28年度事業報告書等の関連資料をもとに、評価委員会当日の指定管理者からの事業説明及びヒアリングにより、評価を行いました。

(5) 評価方法

各評価項目について、4～1の4段階で評価し、優れている点、指摘すべき点をまとめました。

なお、4～1の評価の判断基準については、以下のとおりとしました。

- 4…優良 事業計画等で求められる水準を超えて良好であり、かつ、〇〇〇の点で特に評価できる。
- 3…良 事業計画等で求められる水準を超えて良好である。
- 2…適当 事業計画等で求められる水準を満たしている。
- 1…課題あり 事業計画等で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

4 評価結果（委員会評価）

評価項目			評価
個別評価	1	公園の運営に関すること	2.2
	2	利用・サービスに関すること	3.0
	3	施設管理に関すること	2.6
	4	管理運営経費に関すること	2.4
	5	事業に関すること	2.8
総合評価			2.8
全体評価			3

※総合評価について

総合評価は、各委員の個別評価を踏まえた判断となっており、個別評価の単純平均とはなっていません。

※全体評価について

総合評価の点数を、次の基準を参考にして振り分け、事業評価委員会の審議を経て、事業評価委員会による全体評価としました。

【総合評価】

- 3.5以上
- 2.5以上3.5未満
- 1.5以上2.5未満
- 1.0以上1.5未満

【全体評価】

- 4 優良
- 3 良
- 2 適当
- 1 課題あり

5 各評価項目に関する評価結果

(1) 公園の運営に関すること

公園の運営を行う上で必要と思われる「職員体制」、「職員教育」、「緊急時の対応」、「区との連絡調整」、「適正な労働環境の確保」の観点から評価を行うとともに、公園の運営について全般的に評価を行いました。

【評価結果】

基本協定書、平成 28 年度協定書に基づいて、概ね適切な運営がなされていると認められます。

職員体制については、管理事務所スタッフがフットサル施設の管理スタッフの業務を補助することで、効率的な運用が図られていました。人員配置については、フットサル施設の稼働率が向上している中、今後業務が増大することも考えられるため、各職員がオーバーワークにならないよう適切な配置を心がけていく必要があります。

職員教育については、新規スタッフ向けに全般的な研修を行った他、ユニバーサルデザイン研修や安全衛生研修など広範な内容の研修を各職員に受講させており、計画的に職員の教育を行っていると思われられます。

緊急時の対応や区との連絡調整も適切に行われています。事業計画書や業務仕様書等に基づいた適切な公園運営に加え、日常的な対応を丁寧に行っています。

労働環境の確保については、平成 27 年度の労働環境モニタリングで指摘された事項について改善を実施しており、適正と認められます。

(2) 利用・サービスに関すること

利用者に対する「個人情報保護・情報公開」、「サービス水準の確保」、「利用者サービスの向上」、「利用者対応」、「利用者要望の把握・対応」について、利用者の利便性が向上し、利用しやすい公園になっているかの観点から評価を行いました。

【評価結果】

利用・サービスの向上については、基本協定書や業務仕様書等に基づいた取り組みに加え、スマートフォンを使った公園ガイドであるスマートサインや、熱中症対策としてのグリーンミストの導入といった様々な工夫を試行的に行っており、利用者の立場に立った使いやすい公園運営がされていると評価できます。

公園での不法行為や不適切利用に対しては、立哨警備の導入に加え繁忙期の巡回強化など、適切な対応に努めていることが確認できました。

フットサル利用者やイブニングバー利用者のアンケート結果からも、満足度や今後の利用意向は高く評価されていることを確認しました。

(3) 施設管理に関すること

公園施設の管理をする上で必要と思われる「施設・設備管理」「施設修繕・備品管理」「省エネルギー・省資源」について評価を行いました。

【評価の概要】

公園施設の管理については、適切に行われていることを確認しました。

花修景の充実に努めており、計画的にアジサイの移植等を実施しています。

また、地域の小学校と協力したくず入れの更新など、業務仕様書を超えた良好な管理も行われています。

(4) 管理運営経費に関すること

管理運営に関して適正な財政状況であるか、「適正な会計」「目標の達成」「経費節減、収入確保の努力」に対する観点から評価を行いました。

【評価の概要】

適正に会計管理が行われていることが確認できました。

フットサル施設の稼働率は向上しており、利用料金収入が当初の見込額を超えたことは評価できます。

また、フットサル業務に係る人員配置の見直し等により、効率的な運用が図られていました。

なお、収支報告書の内容にわかりにくいところがあるため、今後はわかりやすい資料の作成が求められます。

(5) 事業に関すること

事業に関することについて、「事業実施」「効果的・効率的な視点」の観点から評価を行いました。

【評価の概要】

事業に関しては、町会や地区青少年育成委員会、エコギャラリー新宿、その他の地域団体等との連携に努め、良好な関係を築いており、適切に事業を実施していると評価できます。

新宿中央公園に賑わいを創出するため、指定管理業務の他、楽しいだけでなく社会的な意義のあるイベントも多数実施しており、来場者も増加しています。

6 総合評価

各評価項目の評価結果を踏まえ、総合的に評価を行いました。

【評価の結果】

新宿中央公園については、共同体として、それぞれの専門分野を活かした役割分担ができており、公園の運営や施設管理などの基本的な分野について、協定書や業務仕様書に基づいて適切に業務を実施していると評価できます。

公園の良好な維持管理により、景観が年々向上していることに加え、良好なサービス提供や多彩な事業の取り組みにより、公園利用者も増加していると感じられます。

新宿中央公園は、平成30年度に開園50周年を迎えるとのことで、益々の魅力向上を期待します。

7 おわりに

基本的な公園の運営や施設管理を適切に行った上で、多彩な事業や良好なサービス提供を行っているところが評価できます。

本評価委員会としては、今回の評価を今後の管理運営に生かすことで、来年度に迫った開園50周年を目指して、新宿中央公園がさらに活性化するように願っています。

新宿中央公園指定管理者の管理運営業務に係る事業評価に関する要綱

平成 26 年 1 2 月 1 9 日

26 新みみ管第 1 5 3 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿中央公園の指定管理者が実施する管理運営業務に係る事業を評価するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 区長は、指定管理者が行う新宿中央公園の管理運営業務に関する評価（以下、「評価」という。）を行うため、新宿中央公園指定管理者評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、年度ごとに設置し、前項の評価の終了をもって終了する。

(組織)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱し又は任命する下記の委員をもって組織する。

(1) 指定管理期間最終年度 外部有識者委員 4 名以上、内部委員 1 名

(2) その他の年度 外部有識者委員 1 名以上、内部委員 4 名

2 前項第 1 号の内部委員はみどり土木部土木管理課長、第 2 号の内部委員は、みどり土木部土木管理課長、地域振興部生涯学習スポーツ課長、地域振興部角筈特別出張所長及び環境清掃部環境対策課長とする。

3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から評価の終了までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は区長が招集する。

2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価)

第 6 条 委員会は、別に定める評価基準により、指定管理者が実施する管理運営業務に係る事業を評価するものとする。

2 委員会は、前項の評価を行う際、必要に応じて、当該指定管理者から聞き取り調査等を行うことができる。

(報告)

第7条 委員会は、評価報告書を作成し、評価結果を区長に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、みどり土木部みどり公園課が処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年12月19日みどり土木部長決定)

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

事業評価基準(委員評価シート)

大項目	小項目	評価の視点	評価(4段階) 4: 優良 3: 良 2: 適当 1: 課題あり			
公園の運営に関する事 こと	(1) 職員体制	事業計画書や人員計画書等に基づき、管理運営に支障のない勤務体制や職員配置、組織体制が構築されたか。	4	3	2	1
	(2) 職員教育	業務に必要な研修(施設管理、接遇、危機管理、個人情報保護等)が実施され、必要な知識を身に着ける努力はなされたか。	4	3	2	1
	(3) 緊急時の対応	緊急事態への対応が適切になされていたか、また緊急時の対応体制やマニュアルは整備されていたか。訓練は適切に行われていたか。	4	3	2	1
	(4) 区との連絡調整	協定書や仕様書等に基づき、区との連絡、調整等に関わる業務は適切に行われていたか。	4	3	2	1
	(5) 適正な労働環境の確保	適正な労働環境の確保を測っていたか。労働環境モニタリングの指摘事項の改善はされていたか。	4	3	2	1
	(6) 公園の運営について	協定書、仕様書等に基づき、公園の管理運営に係る必要な措置を講じたか。	4	3	2	1
	項目別評価			4	3	2
所見欄						
利用・サービスに関する事 こと	(1) 個人情報保護・情報公開	個人情報保護を徹底し、情報漏えいが起きないよう万全な措置はされていたか。また、情報公開に関する対応は適切にされていたか。	4	3	2	1
	(2) サービス水準の確保	協定書、仕様書等のないように沿った水準で、適切に業務・事業が行われていたか。サービス水準が上がるような業務や事業の改善は行われていたか。	4	3	2	1
		不法行為や不適切利用に対する対応及び対策への取り組みは適切だったか。	4	3	2	1
	(3) 利用者サービスの向上	利用者の利便性を確保したか。また、利便性の向上に努めたか。	4	3	2	1
	(4) 利用者対応	利用者への対応は良好に行われたか。利用者が気持ちよく利用できるような接遇ができたか。	4	3	2	1
	(5) 利用者要望の把握・対応	利用者等の意見や要望を把握できる配慮を行っていたか。適切な対応がされていたか。	4	3	2	1
項目別評価			4	3	2	1
所見欄						
施設管理に関する事 こと	(1) 施設・設備管理	事業計画書、仕様書等に基づいた施設管理業務が適切に行われたか。	4	3	2	1
		事故につながらないよう、適切に施設の点検がされていたか。	4	3	2	1
	(2) 施設修繕・備品管理	施設修繕や備品管理は適切に行われたか。	4	3	2	1
	(3) 省エネルギー・省資源	省エネルギー・省資源に向けた取り組みがされていたか。	4	3	2	1
項目別評価			4	3	2	1
所見欄						

4 管理運営経費に関すること	(1)適正な会計	適正な会計管理による収支状況であったか。	4	3	2	1
	(2)目標の達成	目標とした利用料金収入を達成できたか。	4	3	2	1
	(3)経費節減、収入確保の努力	経費節減、収入確保に向けた取組はされていたか。	4	3	2	1
	項目別評価		4	3	2	1
所見欄						
5 事業に関すること	(1)事業実施	事業計画書、仕様書等に基づき計画した事業を実施したか。	4	3	2	1
		事業実施において、関係行政機関や団体(民間事業者、町会・自治会、公園サポーター等)との連携を適切に行ったか。	4	3	2	1
	(2)効果的・効率的な視点	公園の目的に照らして、効果的・効率的に事業を実施したか。	4	3	2	1
	項目別評価		4	3	2	1
所見欄						
総合評価(個別評価、ヒアリング及び意見交換から総合的に判断した評価)			4	3	2	1
総合所見欄						
評価(4段階)						
4 優良	事業計画等で求められる水準を超えて良好であり、かつ特に評価できる点がある。					
3 良	事業計画等で求められる水準を超えて良好である。					
2 適当	事業計画等で求められる水準を満たしている。					
1 課題あり	事業計画等で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。					

参考資料 2

新宿中央公園指定管理者評価委員会の開催実績

- | | |
|--------|---|
| 1 開催日時 | 平成 29 年 8 月 22 日 (火)
午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで |
| 2 会 場 | 新宿区立環境学習情報センター 2 階研修室 |
| 3 出席者 | 5 名
(外部有識者委員 1 名、内部委員 4 名) |
| 4 議 事 | (1) 指定管理者による事業報告書の説明
(2) 指定管理者に対するヒアリング
(3) 評価シートの作成
(4) 評価内容の審議 |

平成 28 年度新宿中央公園指定管理業務実績概要

(1) 業務実績

業務内容		協定内容	特筆すべき実績
基本管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡視・点検 ・ 園内パトロール (12 回以上/日) ・ 違法行為や不適切利用の注意・指導 ・ 利用者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 立哨警備の導入等、弾力的な巡回警備体制の実施
維持管理業務	施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園地清掃 ・ 除草 ・ 便所清掃 ・ 建物の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 花見等の繁忙期の巡回警備強化 ・ 繁忙期の臨時ゴミステーション設置によるゴミの集中管理
	植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高木管理 (剪定等) ・ 中低木管理 (剪定等) ・ 植込地管理 (刈込等) ・ 草花管理 (植込、灌水等) ・ 草地管理 (芝刈) ・ バラ管理 (摘蕾、摘実等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ 芝生地の再生と広場機能の拡大を目的とした芝生広場での高木の強剪定の実施 ・ 「花の名所」づくりに伴うアジサイの移植及び整理
	施設の修繕及び改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の発意により行う施設等の改良・補修 ・ 経年劣化等による施設・設備の維持補修 (1 件 100 万円未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕及び改修工事 (41 件) (園路舗装補修、くず入れ取替、フットサル管理棟への襲雷警報機設置等)
運営管理業務	運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園サポーターの活動支援 ・ 情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ サポーターと連携した花壇管理 ・ スマートサインの導入試行等
	指定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジャブジャブ池の開設 (夏期 60 日間程度) ・ 夏及び春まつりの開催 ・ 新宿ナイアガラの滝ライトアップ ・ 地域行事 (新宿区他部課または近隣町会等の開催するイベント) への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定どおり実施 ・ ジャブジャブ池の開設 (7 月 20 日～9 月 11 日) ・ 夏まつり (8 月 20 日・21 日) ・ 新宿ナイアガラの滝ライトアップ (11 月 23 日～1 月 3 日)、水の広場イルミネーション (7 月 20 日～9 月 30 日) ・ 春まつり (3 月 18 日)

	指定事業		<ul style="list-style-type: none"> ・プレイパーク事業への協力 ・防災フェアへの協力 (3月11日)
	自主事業		<ul style="list-style-type: none"> ・パークキッチン (4/1~4/10) 及びイブニングバー (7/20~9/30) の開催 ・ノルディックウォーキング講習会 (月2回程度) ・ダイバーシティパーク in 新宿 (10/1・2) 及びWellness Family Sports Festa (10/16) といったバリアフリーやスポーツ・健康に関連したイベントの開催 ・Tokyo outside Festival の開催 (3/25・26)

(2) 収支状況

①収入

項目	金額 (円)
指定管理料	189,000,000
利用料金収入	11,795,000
自主事業収益還元	7,850,024
収入合計	208,645,024

②支出

項目	金額 (円)	備考
人件費	55,653,350	職員給与、法定福利費、福利厚生費他
消耗品費	3,021,626	事務用品、清掃用品、植栽用花苗等
印刷製本費	228,458	公園パンフレット増刷等
通信運搬費	794,498	電話、インターネット回線料等
燃料費・光熱水費	12,133,526	電気、ガス、水道、燃料
修繕費	4,951,383	塗装工事、遊具修繕工事他
使用料及び賃借料	3,851,947	車輛、PC等リース
委託料	81,128,464	警備、清掃、植物管理等
諸税	6,376,082	
施設管理費	11,804,479	施設維持関連費用
事業運営費	28,701,211	指定事業関連費用、ホームページ製作他
支出合計	208,645,024	

③自主事業

項目	金額 (円)
自主事業収入	17,755,634
自主事業支出	9,905,610
自主事業収支差額	7,850,024

※金額はすべて消費税等を含む

平成28年度 指定管理者事業評価概要

施設名 新宿中央公園

指定管理者名 新宿中央公園パークアップ共同体

個別評価		評価	評価所見
公園の運営に関する事 こと	(1) 職員体制	2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応訓練は適切に行われている。 ・今後も適正で効率的な人員配置が行われるよう努力してほしい。 ・適切に実施している。
	(2) 職員教育		
	(3) 緊急時の対応		
	(4) 区との連絡調整		
	(5) 適正な労働環境の確保		
	(6) 公園の運営について		
利用・サービスに関する事 こと	(1) 個人情報保護・情報公開	3.0	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートサインを導入するなど、利用サービスの向上に努めている。 ・不法行為等に対して適切に対応している。 ・フットサル利用者やイブニングバー利用者のアンケート結果からも、満足度、今後の利用意向は高く評価されている。 ・サービス改善に努めていることが分かる。 ・不適切利用への的確な対応や利用者サービスの向上のためのスマートサイン設置やフードサービスの導入など、積極的な取り組みが行われている。 ・不法利用や不適切利用によく対応しており、安心して利用できる公園となっている。
	(2) サービス水準の確保		
	(3) 利用者サービスの向上		
	(4) 利用者対応		
	(5) 利用者要望の把握・対応		
施設管理に関する事 こと	(1) 施設・設備管理	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・アジサイの間引きなどを5年計画で実施している。 ・高中低木とも管理が行き届いている。 ・施設修繕も適切に行われている。 ・花修景の充実、芝生の再生に努めた。 ・補植につとめている。 ・定期的に点検しているようだが、深夜も含めて事故防止に一層の努力をお願いします。 ・アジサイの移植、地域と協力したくず入れの更新など、仕様書等を超えて良好な管理を行っている。 ・樹木等の管理が良好で、園内の景観が向上している。
	(2) 施設修繕・備品管理		
	(3) 省エネルギー・省資源		
4 管理運営経費に関する事 こと	(1) 適正な会計	2.4	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルの稼働率を上げている。 ・フットサルの利用率、利用料金は見込みを上回り、高く評価できる。 ・収入確保に努めていて、一定程度成功している。 ・的確な会計処理を行っている。
	(2) 目標の達成		
	(3) 経費節減、収入確保の努力		
5 事業に関する事 こと	(1) 事業実施	2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体等の連携に努めている。 ・イベントも積極的に行って集客に努めている(増加傾向)。 ・全体として事業計画書の事業は実施されている。 ・楽しいイベントだけではなく、社会的意義のあるイベントも多く実施していて評価できる。 ・イブニングバーの拡大やまちづくり団体との連携によるシェアラウンジなど、賑わいに資する事業を展開している。また、地域団体との連携のもと、適切な事業実施をしている。 ・積極的に事業を展開しており、利用者も増加傾向となっている。
	(2) 効果的・効率的な視点		
総合評価		2.8	
全体評価		3	
<p>総合所見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体として、事業計画書の水準を満たすレベルである。 ・共同体として、それぞれの専門分野を活かした役割分担ができている。また、連携するための打合せも定期的に行われておりと評価できる。 ・公園の運営や施設管理、的確な会計処理など、業務実施における基本的な部分について、協定書や仕様に基づいて、適切に業務を行っている。これを基盤にして、良好なサービス提供を行うとともに、多彩な事業を効果的に実施している。 ・公園の維持管理が良好で、景観が年々向上している。また、多くのイベントを工夫し実施している。これらの取り組みで利用者も年々増加しており、より魅力ある公園となってきている。50周年に向け、益々の魅力向上を期待します。 			